

セミナー EU 相続規則施行後の独日相続について

ペータース法律事務所

弁護士 リヒャルト正光 シャイフェレ

1. はじめに・EU 相続規則の在独日本国籍者への影響

- EU 相続規則による常住地主義への移行
- 自動的ドイツ法の適用、遺言形式による準拠法の選択

2. ドイツ法・法定相続の概要

- 包括継承の原則 (Universalsukzession)
- 法定相続のシステム
- 共同相続関係 (Erbengemeinschaft)

3. ドイツ法・遺言書等による任意相続

- 遺言書の法定形式
- 共同遺言書 (Gemeinschaftliches Testament)
- 「Berliner Testament」
- 先位・後位相続 (Vor- und Nacherbschaft)
- 相続契約 (Erbvertrag)
- 遺言書の撤回、取り消し (Widerruf und Anfechtung)
- 遺贈 (Vermächtnis)
- 遺留分請求権 (Pflichtteilsrecht)

4. ドイツ相続法・日本相続法比較

5. 相続証明書 (Erbschein) ・法的意味と手続き

お問い合わせ先:

ペータース法律事務所

弁護士 リヒャルト 正光 シャイフェレ

ジャパン・アジアデスク部長、パートナー

PETERS Rechtsanwälte Partnerschaftsgesellschaft mbB

Düsseldorf Willich Frankfurt Stuttgart

Burggrafenstraße 5 40545 Düsseldorf

Tel +49 211 66 96 95 15 (日本語)

Fax +49 211 66 96 95 94

携帯 +49 162 26 73 883

Eメール masa@peters-legal.com

ウェブサイト <http://peters-legal.com/>

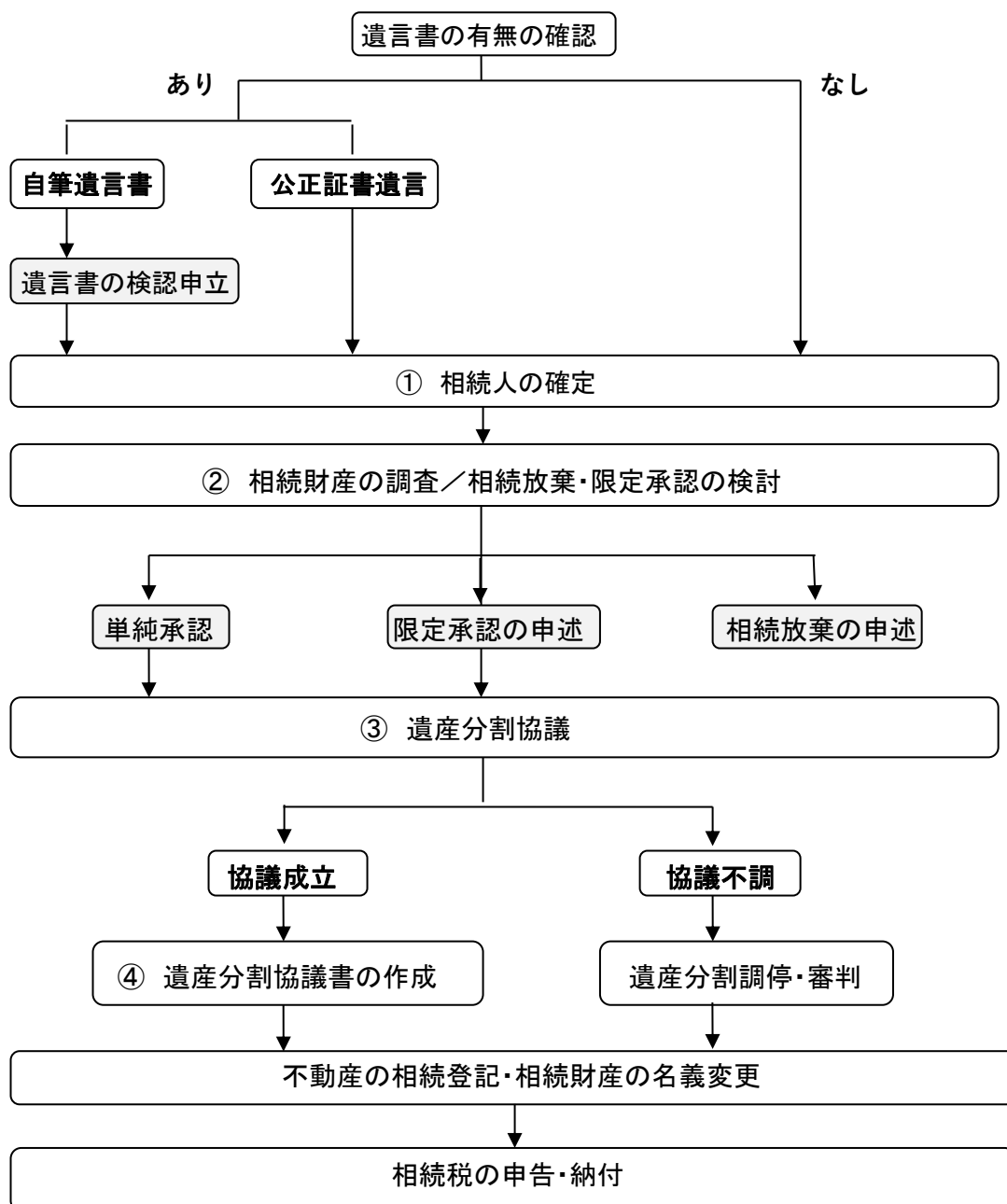
第 2 部

行政書士 中村雅美(アクト行政書士事務所)

1 部では日独相続法を比較し、ドイツ在住の方が亡くなられた場合の「ドイツ国内」での相続手続きの流れについての話でした。第 2 部では、ドイツにお住まいの日本人の方が日本に住んでいる親族の相続人になる場合、つまり「日本国内」での相続手続きのあらましや、それに関わる法改正などアクチュアルな問題を見ていきたいと思います。

I. 遺産相続手続きの流れってどうなるの？

遺産相続手続きチャート



① 相続人の確定

② 相続の仕方

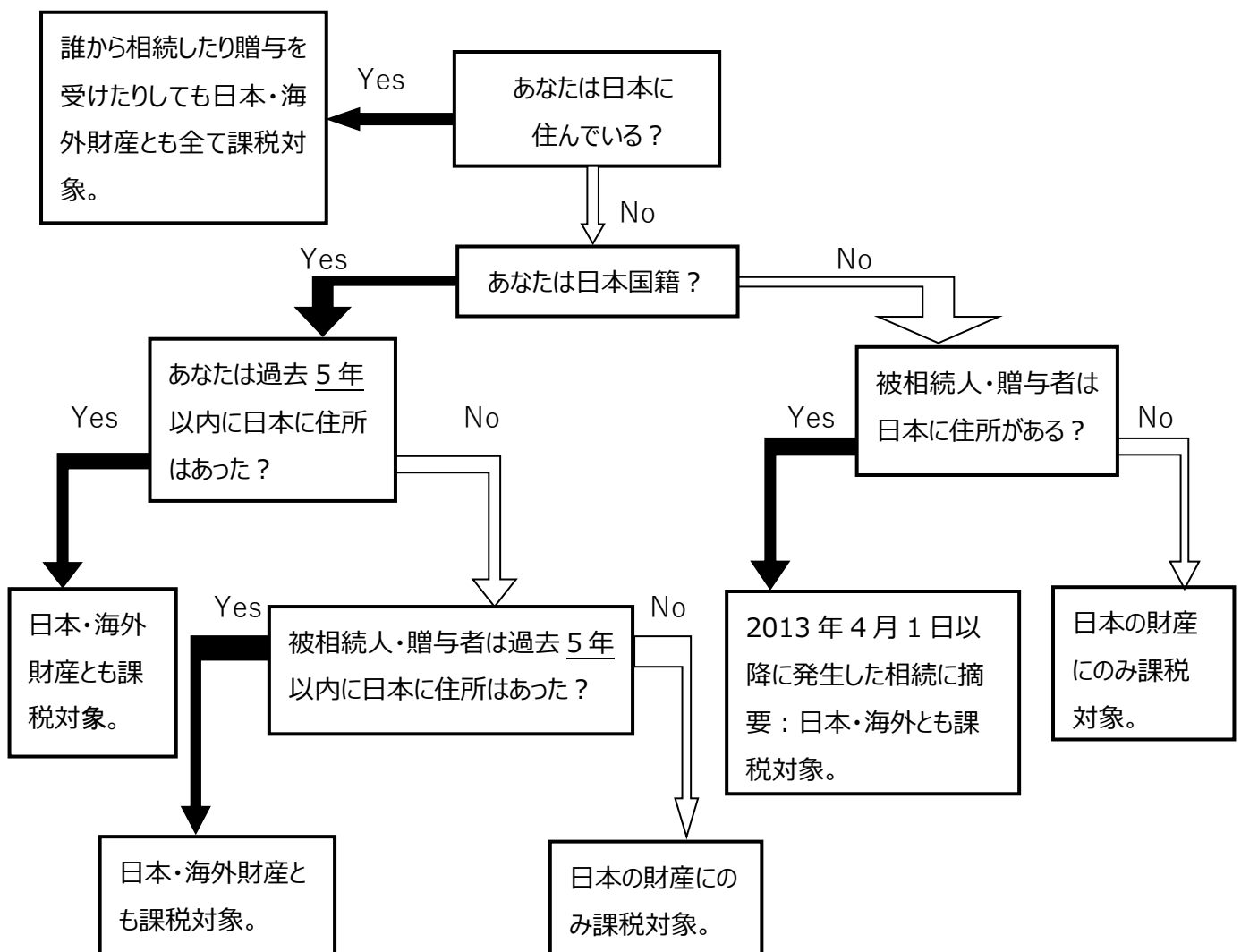
- a. 単純相続
- b. 限定相続 相続で得た財産の限度で借金を払い、もし残ったら相続する。
ただし、限定承認は相続人全員の意思の一致が必要。
- c. 相続放棄

* b. c.は、相続開始を知ったときから 3 か月以内に家庭裁判所に申述する。

③ 遺産分割協議

④ 遺産分割協議書の作成

Ⅱ. ドイツに住んでいる相続人ですが、日本で相続税・贈与税を支払うの？



☆ かわります！ 2017 年 4 月 1 日以後に発生した相続若しくは遺贈・贈与では 5 年から 10 年に改正

Ⅲ. 日本の相続税ってどうなっているの？

☆ かわりました！2015 年 1 月 1 日以後の相続・遺贈

相続税の基礎控除額の縮小→(改正前) $5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$
(現在) $3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$

例えば2名の相続人がいた場合、改正前では基礎控除額は 7,000 万円ですが、現在は 4,200 万円。
地価の高い大都市圏に不動産を所有している場合、影響はかなり大きいと考えられます。

相続や贈与の税率は？

○ 相続

基礎控除額を超えた金額 相続開始の日	税率 平成 27 年 1月1日以後	税率 平成 26 年 12 月 31 日迄
1千万円以下	10%	10%
3千万円以下	15%	15%
5千万円以下	20%	20%
1億円以下	30%	30%
2億円以下	40%	
3億円以下	45%	40%
6億円以下	50%	50%
6億円超	55%	

○ 親又は祖父母から 20 才以上の子へ贈与

贈与額から 110 万円を 引いた額 平成 27 年1月1日以後	税率
200 万円以下	10%
400 万円以下	15%
600 万円以下	20%
1000 万円以下	30%
1500 万円以下	40%
3000 万円以下	45%
4500 万円以下	50%
4500 万円超	55%

Ⅳ. その他

1. 2015 年 5 月施行 『空き屋対策特別措置法』

日本の空き家が大変だ！
固定資産税が6倍に！？

2. マイナンバー制度

マイナンバー(社会保障・税番号)とは外国人を含むすべての日本在住者に対して発行。
12桁の個人番号で、2016年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続で利用される。



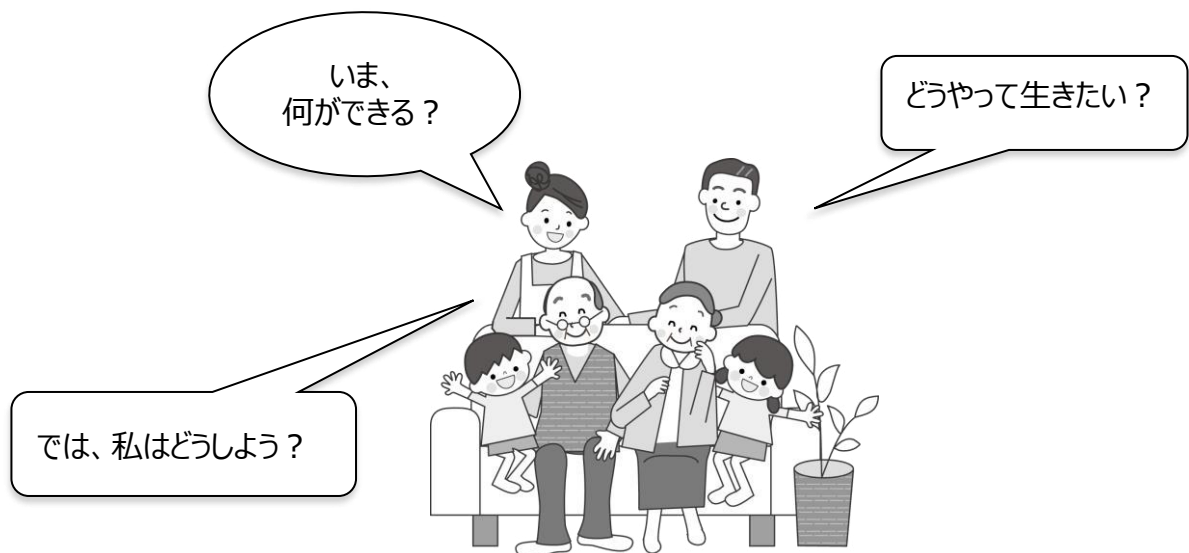
2016年度分確定申告からマイナンバーの記載が必要。
マイナンバー登録がない銀行口座では外国送金(支払い・受け取り)ができない!?
マイナンバーの銀行への告知は必要? 2018年時点では任意だけど…。

3. 「民法(相続関係)等の改正に関する中間試案」(平成28年6月21日)

結婚期間が長期にわたる場合、遺産分割で配偶者の法定相続分を2分の1から3分の2に引き上げる？ 相続人以外の者が、被相続人(亡くなった方)の看護等をした場合には、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭請求をすることができる？

V. さいごに

第2部では、日本における相続発生後の法的手続きのおおまかな流れとそれに関わる税について見てきました。しかし、実際には家族それぞれの歴史があり、実情はさまざまでしょう。そこで、この機会にぜひご家族のみならずご自身のケースにも当てはめてみて、誰にでもおとずれる相続についてお考えいただければと思います。



【お問い合わせ先】

行政書士 中村雅美

アクトリーガルグループ アクト行政書士事務所 (代表)

所在地：大阪市西区西本町 1 丁目 4 番 1 号 オリックス本町ビル 9 階

HP: <http://www.act-legal.com>

Tel: 81(0)6-6533-0780 / Fax: 81(0)6-6533-0781

Mail: t-nakamura@act-legal.com